平成２１年（フ）第２０４号
岐阜市岩井４丁目12番３号
破産者　大平技研工業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１０号
静岡県駿東郡清水町畑中26番地の13
破産者　株式会社タイセイ観光バス
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
滋賀県湖南市中央３丁目20番１号
破産者　ダブリュースピード株式会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４１号
滋賀県高島市鴨2212番地
破産者　有限会社湖北ライン
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８０号
滋賀県高島市マキノ町蛭口1274番地
破産者　内田　　正
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２７号
京都府綾部市田野町風久呂20番地の６
破産者　株式会社大槻
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
山口県下関市向山町２番16号
破産者　玉田畜産株式会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
山口県下関市幸町６番３号
破産者　有限会社松原観光
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成１７年（フ）第７２０号
香川県高松市庵治町6388番地62
破産者　有限会社村川石材
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３号
千葉県木更津市大久保２丁目26番７号
破産者　鈴木　貞士
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４号
千葉県木更津市大久保２丁目26番７号
破産者　鈴木　律子
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４０号
新潟県上越市御殿山町４番37号
破産者　山﨑　好一
１　決定年月日　平成22年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２７号
宮城県石巻市前谷地字西谷地66番地３
破産者　佐藤　正樹
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
茨城県石岡市東大橋3004番地１　６号
破産者　奥庭　　操
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
群馬県高崎市請地町11番地33
破産者　武藤　誠一
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保108番地５江原第１コーポレーション203号、開始決定時の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保812番地３　キャッスルメジェール藤久保203号
破産者　江口太一郎
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４１号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目４番地５みずほ台宝マンション512、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保812番地３　キャッスルメジェール藤久保203号
破産者　江口　太平
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１７号
埼玉県比企郡鳩山町大字大橋132番地１、前住所埼玉県坂戸市大字欠ノ上80番地６
破産者　山中　晃平
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１８号
埼玉県比企郡鳩山町大字大橋132番地１、前住所埼玉県坂戸市大字欠ノ上80番地６
破産者　山中　慶子
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３２号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目26番地２
破産者　久保田重幸
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部